

伊豆市 移住定住促進補助金 のご案内 (住宅補助事業)

伊豆市



HPはこちら

(令和6年4月1日現在)

伊豆市移住定住促進補助金について

伊豆市では、移住者及び定住者の増加を図るため、市内に住宅を取得した者に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行います。

補助の対象になるか
チェックしてみよう！

補助対象者

- 1 伊豆市内で新たに土地及び住宅または住宅を購入していること。
- 2 補助金交付後10年以上継続して補助の対象の住宅に居住すること。
- 3 補助金交付後10年以上継続して伊豆市に住所を有すること。
- 4 居住する世帯員が市町村税、上下水道使用料、保育料等を滞納していないこと。
- 5 過去に伊豆市ひとり親移住定住補助金または空き家リフォーム補助金の補助を受けていないこと。

チェック

補助対象住宅

- 1 令和7年12月31日までに市内に新築又は購入（建売又は中古の住宅の購入をいう。以下同じ。）により取得し、家屋登記をした住宅とする。
- 2 住宅とは、居住目的に玄関、居室、便所、台所及び風呂を備え、延べ床面積が80㎡以上のものであるとする。
- 3 相続、贈与等の取得対価を伴わない場合は対象外とする。

補助金額

補助金の交付額は、住宅の購入費用の範囲内で、以下のとおりとなります。

- 1 夫婦いずれかが満40歳以下の世帯または中学生以下の子どもと同居している世帯
土地及び住宅を購入した場合、上限を100万円とする。
住宅のみを購入した場合、上限を50万円とする。
(購入した住宅に居住する小学6年生までの児童1人につき10万円を加算)
- 2 その他の世帯（単身者など）
土地及び住宅を購入した場合、上限を30万円とする。
住宅のみを購入した場合、上限を15万円とする。

※令和3年度まで実施した賃貸補助事業の交付を受けている場合、赤字部分は2分の1の額となります。

申請方法

この事業の補助金を受けるには、新築又は購入した**住宅の登記の原因の日から120日以内**に以下の書類をそろえて市役所地域づくり課（本庁）までご持参ください。

- 1 伊豆市移住定住促進補助金交付申請書（様式第3号）
- 2 売買契約書等、取得対価のわかる書類の写し
- 3 住宅及び土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
- 4 住宅の間取図
- 5 土地使用承諾書等の写し（土地が借地の場合）
- 6 世帯員全員の直近1か年の滞納のないことを証する市町村税の完納証明書（対象となる年の1月1日において市外に居住していた場合）

チェック

補助金の交付決定

必要書類をチェックしましょう！

補助金の交付申請があった場合、市がその内容を審査し、「伊豆市移住定住促進補助金交付・不交付決定通知書」により申請者に通知します。

補助金の請求

補助金の交付決定を受けた方は、「伊豆市移住定住促進補助金請求書」に捺印して市役所地域づくり課（地域づくりスタッフ）へ提出してください。

（注）補助金の返還

- 1 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができます。
- 2 補助金の交付を受けた者が、補助対象の住宅に10年以上継続居住できないことになった場合は、速やかに「伊豆市移住定住促進補助金返還届出書」により市長に報告し、補助金の一部を返還しなければなりません。
この場合の返還額は、補助金交付額を10で除した額に10年を満たない期間の年数（1年未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとする。）を乗じた額となります。

伊豆市移住定住促進補助金（住宅補助事業） 申請手続きの流れ

申請者

市（地域づくり課）

【対象者】

令和7年12月31日までに新築または
購入した土地及び住宅の登記完了後
（建売又は中古住宅の住宅購入を含む）

交付申請書ほか

住宅の登記の原因の日
から120日以内に
申請

受付

審査

受領
（交付決定の場合）

送付

交付・不交付
決定通知書

押印

補助金交付用請求書

郵送もしくは
持参

受付

補助金の受領

口座振込

補助金の交付

問い合わせ 〒410-2413

伊豆市小立野38-2

伊豆市役所 総合政策部 地域づくり課

TEL 0558-74-3066 FAX 0558-74-3067

E-mail izuyou@city.izu.shizuoka.jp